

「災害対策基本法改正等に関する地方公共団体連絡会」

第2回議事概要

1. 連絡会の概要

- (1) 日時 : 平成24年6月11日(月) 13:30~15:30
- (2) 場所 : 中央合同庁舎2号館 1002会議室
- (3) 出席者 : 埼玉県福島委員代理(鈴木氏)、新潟県飯沼委員代理(加藤氏)、
仙台市佐藤委員代理(木村氏)、長岡市金子委員、
松前町中矢委員代理(大川氏)、全国知事会小室委員、
内閣府佐々木審議官、小宮参事官(災害緊急事態対処担当)、藤山参事官(調査・
企画担当)、消防庁大庭国民保護・防災部長、山口防災課長

2. 議事概要

- ・内閣府佐々木審議官より、国会提出中の災害対策基本法改正案及び防災対策推進検討会議中間報告を踏まえた災害対策法制見直しの全体像について説明。
- ・消防庁山口防災課長より本連絡会名を「災害対策基本法改正等に関する地方公共団体連絡会」とする旨、メンバーに内閣府小宮参事官を加える旨について説明。
内閣府藤山参事官より、南海トラフ巨大地震対策、首都直下地震対策、津波避難対策の検討状況について説明(資料1)。
内閣府小宮参事官より災害緊急事態対処関係省庁連絡会議について説明(資料2)。
- ・物資等の備蓄・輸送等に関する取組について、各委員より説明(資料3)。
- ・各委員の質疑応答、意見交換。

【出席者の主な説明・意見】

○災害対策法制の見直しについて

- ・現在、自治事務とされている罹災証明事務などの被災者支援業務について、個人情報保護等に配慮した上で法制度上の整理をすべきではないか。
- ・都道府県の代行制度の拡充については、災害救助法上の運用の整理を踏まえた上で、代行制度の拡充を検討する必要があるのではないか。

○災害緊急事態対処関係省庁連絡会議について

- ・東日本大震災において、通信網の断絶、公共機関の被災などにより大混乱が生じたことから、情報収集のあり方については重点的に検討する。
- ・関係省庁、地方自治体、輸送業者、物資調達業者等に共通の物資調整シートを作成し、

物資の調達・輸送の迅速化・効率化を図りたい。これが実際に機能するののかについて本連絡会において検証し、必要があれば修正したい。

○水や食料等の物資の備蓄について

- ・災害時の水や食料の備蓄については、他の地方自治体等からの支援が来るまでの3日間をどう乗り切ることが重要である。その間、被災自治体は人命救助やライフラインの回復に当たらなければならないため、各個人や企業には3日分の水や食料を用意するよう促している。
- ・東日本大震災での経験を踏まえると、水や食料の備蓄は3日では足りないため、各家庭には1週間程度の備蓄を呼びかけたいと考えている。
- ・帰宅困難者や停電で自宅にいられないため避難所に避難してきた人がいたため、避難所の容量を圧迫した。市民に対しても、可能な限り水や食料を持って避難所に来るように呼びかけたい。

○物資の供給・輸送について

- ・東日本大震災においてもそうであったが、支援物資を各地方自治体の集積所までは届けられても、各避難所まで届けるのは困難である。民間企業のロジスティクスを活用する等の対策が必要である。その際、災害時の被害を想定した上で、輸送手段や輸送経路などを確認しておく必要がある。
- ・物資調整シートは、都道府県レベルまでは作成可能だが、市町村以下では作成する時間的余裕がないのではないかと。現地に派遣された地方自治体職員が自ら情報収集を行い、主体的に応援する必要がある。
- ・国土交通省において各地方の運輸局ごとに都道府県を集めて物資輸送の拠点作りを進めており、物資調整シートとのすり合わせも行われている。
- ・災害時の物資の供給・調達について、民間団体との間で協力協定を結んでいる地方自治体もあるが、災害時には民間団体も被害を受けることが想定されるため、実際の災害時における協定の実効性について検証が必要である。
- ・東日本大震災において、円滑に物資を供給・輸送する方法について相当の知見が得られたと考えられるが、全国に共有されていない。物資調整シートを活用して県まで届けられたとしても、避難所まで届かなければ目的は達成されないため、最終的に避難所まで届けるためのシステム作りを応急活動要領の見直し等の中で検討する必要があるのではないかと。
- ・東日本大震災を踏まえ、都道府県域内の市町村や民間会社がまとまって部隊として活動するのが良いのではないかとされているが、実現するにはハードルが高いため、検討課題としている。
- ・応援側と受援側との間でどのような情報のやり取りを行えば混乱や認識のすれ違いが生

じないか、あらかじめ具体的に検討しておく必要があるのではないか。

○広域応援について

- ・ 県対県で応援する団体が相手先を決めて継続的に支援を行う、いわゆるカウンターパート方式は、東日本大震災において成果を上げているため、今後、大規模な地震が発生した際には、基本的には同様の方式で対応することとし、協定を改正した。
- ・ 南海トラフ巨大地震と首都直下地震とでは被害の規模、範囲、種類等が大分異なるため、それぞれに応じた広域避難・広域応援を体系的に行う必要がある。
- ・ 被災市町村の応援は、市町村の仕事をよく知る者が行うのが一番よく、政令指定都市や中核市などであれば、応援を行う能力やマンパワーが十分にある。どこにどのような支援が必要かという検討を行う段階から、政令指定都市等を議論に加えて欲しい。
- ・ 市町村に法的権限がないため、仮設住宅の整備などが思うように進まなかった。政令指定都市など行政能力がある都市には被災自治体を応援させるという仕組みを整えるべきではないか。

○その他

- ・ 被災者名簿や罹災証明について、地方自治体がそれぞれフォーマットを作成しているが、それぞれ様式が異なるものである。広域災害では、地方自治体をまたぐ避難も多く、様式の標準化を検討する必要がある。
- ・ マイナンバーを利用する等、自治体間で個人情報を共有できる仕組みがあれば便利である。
- ・ 救助・支援をどの程度、どれくらいの期間にわたり実施すべきかとの議論も、発災当初にどのような規模で支援を行うべきかという議論と同様にあらかじめ検討しておく必要がある。